

## 1．政策及び15年度重点施策等

<b>政 策</b>	信託業のあり方についての見直し
<b>15年度 重点施策</b>	金融審議会での検討結果のとりまとめを踏まえ、所要の法案を提出

## 2．政策の目標等

<b>法定任務</b>	円滑な金融等
<b>基本目標</b>	金融機関の企業活動が活発に行われていること
<b>重点目標</b>	新規参入を通じて競争が促進されていること

## 3．政策の内容

企業の資金調達手段を多様化するなど金融の一層の円滑を図るための環境整備を進める観点から、信託業のあり方について、受託可能財産や信託業の担い手の拡大などを主な内容とする見直しを行い、所要の法案（信託業法案）を国会に提出することとしました。

## 4．平成15事務年度における事務運営についての評価

「信託業法案」は、受託可能財産の範囲を知的財産権を含め財産権一般に拡大することや、現在、金融機関に限定されている信託業の担い手を金融機関以外の者に拡大することを基本的な内容としており、金融機関以外の多様な者が新たに信託業に参入することにより、「新規参入等を通じた競争の促進」という重点目標の達成にも資するものとなっています。

## 5．今後の課題

信託業法案についての国会での審議を踏まえ、信託制度の整備の必要性について、引き続き、理解を求めていくことが必要です。

## 6．当該政策に係る端的な結論

現時点では成果の発現は予定されていませんが、政策の達成に向けた制度構築等が行われており、引き続きこれまでの取組みを行う必要があります。（信託業法案は第159回通常国会に提出し、同国会の会期末に閉会中審査案件とされています。）